

**公益社団法人京都市観光協会 京都府・京都市連携周遊観光ツアー造成支援事業
補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅行事業者による、京都府域（京都市を除く。）における「もうひとつの京都」エリア及び京都市域における「とっておきの京都」エリアをつなぐ周遊観光ツアー（以下「府市周遊観光ツアー」という。）の造成を通して、各地域の魅力を高め、地域の活性化につなげるとともに、観光地の分散化を図ることを目的とする「京都府・京都市連携周遊観光ツアー造成支援事業」における補助金交付について、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をし、かつ次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 京都府競争入札参加資格又は京都市競争入札参加資格を有しており、競争入札参加停止業者でないこと。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
- (5) 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者とする性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者でないこと。
- (8) 提案事業の実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (9) 事業の実施に必要な組織体制を有すること。
- (10) 財務状況が健全であること。
- (11) 旅行業法等、法令の規定により、事業の実施に際し免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (12) （公社）京都市観光協会（DMO KYOTO）（以下「当協会」という。）の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。
- (13) 京都府内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「京都府・京都市連携周遊観光ツアー造成支援事業」における選定委員会が選定した事業とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とする。

- (1) 補助対象事業に参加した者に対する特典の提供及びプロモーションに対する支援
参加者1人当たり最大3,000円
- (2) プロモーションに対する追加支援 事業者1者当たり最大200,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の申請は、別に定める期間内かつ事業開始日までに、補助金交付申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて、当協会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式2-1、2-2)
- (2) 反社会的勢力排除に関する誓約書(様式3)

(交付の決定)

第6条 当協会は、前条に規定する申請があったときは、選定委員会による審査を行い、交付、交付(予定)額及び補助対象事業、又は不交付の決定をする。

2 当協会は、前項の規定により交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書(様式4-1)により、不交付の決定をしたときは補助金不交付決定通知書(様式4-2)により、それぞれ通知する。

3 交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定がされた事業の実施状況について、原則として実施月の翌月10日までに、毎月、次の各号に掲げる書類を、当協会に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書(様式5)
- (2) 別に定める添付書類

(変更等の承認申請)

第7条 補助対象事業の内容を変更又は中止する場合、若しくは補助金の額等を変更する場合は、変更等承認申請書(様式6)に変更内容を記載し、事前に当協会へ提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、令和7年3月24日(月)までに、次の各号に掲げる書類を、当協会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式7)
- (2) 別に定める添付書類

(交付請求及び補助金の交付)

第9条 当協会は、前条の規定による報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、補助金交付額確定通知書（様式8）により通知する。

2 補助事業者は、前項の通知を受けた日から14日以内に、補助金交付請求書（様式9）を提出する。

(交付額の返還請求)

第10条 当協会は、補助金交付後、補助事業者の請求に不正があったと認められた場合、補助金の一部又は全額の返還を行うことができるものとし、補助事業者は当協会の請求に応じ、当該額の返還を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類（補助対象事業の実施が分かる書類等）を整理し、当該書類及び証拠書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、当協会専務理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。